

## 株式会社高島屋

## 企業プロフィール

設立  
1919年

本社所在地  
大阪府大阪市

事業内容  
卸売・小売業  
(百貨店業)

従業員数  
13,619名(連結)  
(2020年2月末時点)

年間休日数  
122日(2019年度)

URL  
<https://www.takashimaya.co.jp/corp/>



## 取組のポイント

地域社会に貢献する活動への参加を促す目的でボランティア休暇を付与。さらに労使で設立した「タカシマヤ一粒のぶどう基金」による事業活動を通じて従業員の活動を支援。

法定休暇とは別に、会社が認める特別な事由が生じた場合に有給休暇を付与する特別休暇制度があり、対象事由には裁判員等の公務活動も含む。

## 取組の目的・概要

- ボランティア休暇は、様々なボランティア活動への積極的な参加を促すことを目的に、2007年に導入した。年間2日を上限として、ボランティア活動を事由とした場合に有給で取得できる。2019年は101名、延べ145日の利用があった。
- また、「タカシマヤ一粒のぶどう基金」による事業活動を通じて、従業員が社会貢献活動に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくための支援を実施している。
- 裁判員の職務に関わる休暇については、裁判員制度の開始を踏まえて2007年に導入しており、職務の執行に必要な日数を有給で取得することができる。
- また、社員の「社外経験によるイノベーション創出や自

律的成長の実現」を目的として、休暇を含めた副業に対する支援制度や、仕事と家庭の両立に向けた各種休暇制度を整備している。

## 取組内容と特徴

**ボランティア休暇の付与と一粒のぶどう基金による事業活動を通じて社会貢献活動を後押し**

- ボランティア活動に関する支援制度として、年次有給休暇とは別に年間2日まで有給で取得できる休暇と最長3年の休職制度がある。
- 「タカシマヤ一粒のぶどう基金」は、社会貢献活動の支援を通じて、個人が社会人としての素養を高め、自己実現を果たすことを目的としている。環境保全や地

域貢献、福祉・介護といったさまざまなボランティア活動を支援しており、特に社会課題の解決につながる活動の活性化を目指している。

●東日本大震災の復興支援に関わるボランティア活動として、公益財団法人と連携し、宮城県名取市沿岸部における海岸林の再生や、福島県の米農家への人的支援を行っている。また「児童労働のない社会づくり」を目指すNPO法人と連携し、フェアトレード商品の販売等を通じた周知・啓発活動にも取り組んでいる。店舗がある地域に根差した活動では、地元の自治体・福祉団体と連携したボランティア活動を労使で定期的に企画し、従業員から参加者を募り実施している。これらは各事業所から参加希望者を募り、現地までの交通費・宿泊費等の一部を活動助成金として基金から拠出することで、ボランティア活動を継続的に支援している。

●ボランティア休暇や「タカシマヤ一粒のぶどう基金」を通じた支援があることで、「自分もやってみよう」と従業員の意識を変えるきっかけにつながっている。

●2011年の東日本大震災以降、ボランティアに対する意識や参加ニーズが高まり、継続的にボランティア活動に参加する従業員がいる一方で、同休暇を利用したことのない従業員もいる。更に多くの従業員が継続的な社会貢献活動に取り組むことが今後の課題である。

### 副業へのチャレンジを支援する制度

●従業員の副業支援に関する制度として、副業休暇（年間10日まで、無給）を導入している。その他、副業しながら働き続けられる仕組みとして、短時間勤務、一時休職制度等を導入しており、社外起業などのチャレンジ・経験を活かす仕組みを整備している。短時間勤務制度は、1日のうち一定時間を副業に充てる目的で所定労働時間を短くする制度である。

### その他の特別休暇制度及び年次有給休暇取得促進の取組

●同グループは「いつも、人から。」の経営理念のもと、ダイバーシティを成長の源泉に位置づけている。全て

の従業員がいきいきと働き、その能力向上が十分に図られるよう「ダイバーシティ推進方針」を策定し、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に取り組んでいる。

●その実現に向けて、仕事と家庭の両立をはじめ、様々な休暇制度を導入している。例えば、スクールイベント休暇は、子や孫の学校行事参加のため、年次有給休暇とは別に年間2日、有給で取得できる制度である。1日または半日単位での利用が可能で、2019年は、711人、延べ1,146日の利用があった。

●リザーブ休暇は未消化の年次有給休暇の積立制度で、傷病時は年間110日を限度して取得が可能である。他にも育児や介護、看護等の事由の他、不妊治療を事由に年間40日まで、ボランティアを事由に年間30日まで利用できる。

●年次有給休暇5日義務化への対応として、年間5日分を計画付与とする「ワークライフバランス休暇」を設定している。年次有給休暇の取得率は上昇傾向にあり、2019年度は75.2%であるが、今後の課題は、組織全体の業務生産性を向上させ、年間総労働時間の短縮を進めていくことである。



復興支援のボランティア活動の様子（海岸林の再生）